

令和5年10月から

容器包装プラも! 製品プラも!

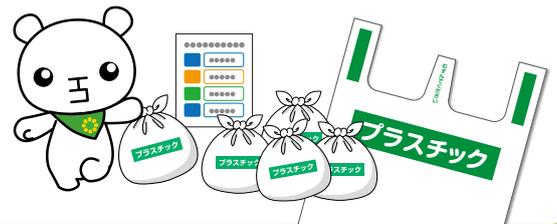
プラスチックは 緑の指定袋へ

近年、海洋プラスチックごみや気候変動などの問題により、プラスチック資源を循環利用する取り組みの重要性が高まっています。

北九州市では、限りある資源を有効に活用するため、令和5年10月から「製品プラスチック」を含む、プラスチック資源の一括回収を開始します。分別収集にご協力をお願いします。

一括回収のポイント

- ◎令和5年10月2日(月)以降のプラスチック資源収集日から回収します。
- ◎収集曜日と指定袋に変更はありません。
- ◎緑の指定袋(プラスチック製容器包装用)に、製品プラスチックも一緒に入れて、資源化ステーションに出すことができます。



製品プラスチックってどんなもの?

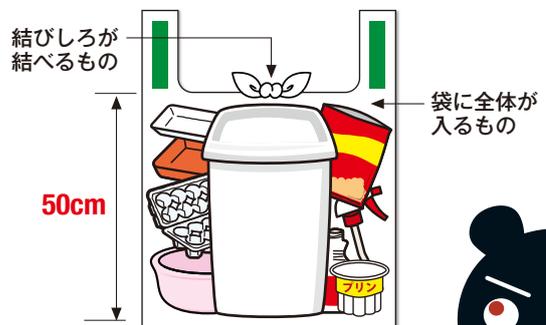
洗面器や歯ブラシ、ハンガー、CDなど、プラスチック素材でできている製品です。

新たに分別回収が始まるもの

① プラスチックだけでできているもの



② 1辺の長さが50cm未満のもの



危険!
ご注意ください!

発火、けがなどの危険性があるものは回収できません

- 電池類(充電式含む)
- 小型電子機器 ●危険品





新しく

10月から資源として回収できる製品プラスチック例

洗面器

計量カップ

食品保存袋(ジップロック)

ちりとり

風呂いす

調理ボウル

歯ブラシ

プランター

バケツ

フライ返し

ストロー

CD・DVD

ごみ箱

プラ皿・コップ

ハンガー

クリアファイル

かご

プラ容器(タッパー)

おもちゃ

湿布などのフィルム

じょうろ

フォーク・スプーン

虫かご

など



リサイクル処理に支障が出る下記の製品は回収できません!



危険性

- ① 発火・爆発の危険性があるもの
(例:充電式電池、電子・加熱式タバコ、ガス加熱式ボンベ、ライターなど)
- ② 刺さったり、切れたりするもの
(例:プラスチック包丁、刃物、針など)
- ③ 感染性があるもの(医療用)
(例:点滴バッグ・チューブ・カテーテル・注射器など)



大きさ

- ④ 指定袋に入れて結びしろを結んで閉じる事が出来ない(袋に収まらない)大きさのもの
(例:プラスチック製衣装ケース、クーラーボックスなど)
- ⑤ 指定袋を貼りつけて排出しているもの



性質・形状

- ⑥ 金属や合成ゴム等のプラスチック以外の素材が使用されているもの
- ⑦ 長いひも状のもの(おおむね50cm以上)
(例:ホース、リール、プラスチックチェーンなど)
- ⑧ 汚れが著しく付着しているもの
- ⑨ 厚みが5mm以上あるもの (例:まな板など)
- ⑩ 小さく、飛散する可能性があるもの
(例:ビーズクッションの中身など)



プラスチックの持ち出しマナー



中身を使い切る

中身を使い切り、残りがすが付着していないものは、そのまま出してください。



付いている汚れは落とす

食品の残りがすや土などの汚れがある時は、軽くゆすいでください。



指定袋に直接入れる

レジ袋などを内袋として使うと、袋を破り中身を取り出す作業が必要になります。



袋の上を結ぶ

袋の結びしろを結んでください。結べない大きさのものは回収できません。

